静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者 企業局長 望月 誠

企業局管理規程第2号

(分課及び班)

静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

改正前

静岡県企業局組織規程(昭和44年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条 局に次の表の左欄に掲げる課を置き、				
それぞれの課に同表の右欄に掲げる班を置く。				
課名	班名			
(略)				
事業課	企画調査班 工業用水班			
	水道班 地域整備班 新プ			
	ロジェクト推進班			

(課の所掌事務)

第7条 前条に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

(略)

事業課

- (1) 工業用水道事業用施設及び水道事業用 施設の管理に関すること。
- (2) 工業用水道事業及び水道事業に係る企 画、企画、調査、用地取得及び工事に関 すること。
- ③ 企業局防災行政無線に関すること。
- (4) 地域振興整備事業に係る経営並びに企画、調査、用地取得及び工事に関すること。
- (5) 住宅用地、工業用地等の分譲に関すること。
- (6) 地域振興整備事業に係る事業用資産の 管理に関すること。
- (7) 新プロジェクト推進事業に係る調査、

改正後

(分課及び班)

第6条 局に次の表の左欄に掲げる課を置き、 それぞれの課に同表の右欄に掲げる班を置く。

これでは、いる情報では、これにはいるなど直へ。				
課名	班名			
(略)				
水道企画課	企画調査班 工業用水班 水			
	<u>道班</u>			
地域整備課	地域整備班 新プロジェクト			
	推進班			

(課の所掌事務)

第7条 前条に規定する課の所掌事務は、次の とおりとする。

(略)

水道企画課

- (1) 工業用水道事業用施設及び水道事業用 施設の管理に関すること。
- (2) 工業用水道事業及び水道事業に係る企 画、調査、用地取得及び工事に関すること。
- (3) 企業局防災行政無線に関すること。 地域整備課
 - (1) 地域振興整備事業に係る経営並びに企 画、調査、用地取得及び工事に関するこ と。
 - (2) 住宅用地、工業用地等の分譲に関すること。
 - (3) 地域振興整備事業に係る事業用資産の 管理に関すること。

研究に関すること。

第8条 (略)

 $1 \sim 4$ (略)

5 次の表の左欄に掲げる支所に同表の中欄に 掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄 に掲げる班を置く。

支所名	課名	班名	
(略)	(略)		
企業局西部事	管理課	管理班	
務所西遠支所	工務課	工務班	
	共同施設課	共同施設班	

 $6 \sim 8$ (略)

(本庁の課参事等)

第10条 (略)

第10条の2 前項に規定する職のほか、本庁に 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げ る課に置き、その職にある者は、それぞれ上 司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処 理する。

<u>職</u>	<u>課</u>	<u>事務</u>
新プロジェク	企業局事業課	地域振興整備
<u>卜推進室長</u>		事業及び新プ
		ロジェクトの
		調査、研究に
		関する事務

(局付等)

第11条 (略)

(4) 新プロジェクト推進事業に係る調査、 研究に関すること。

第8条 (略)

 $1 \sim 4$ (略)

5 次の表の左欄に掲げる支所に同表の中欄に 掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄 に掲げる班を置く。

支所名	課名	班名	
(略)			
企業局西部事	管理課	管理班	
務所西遠支所	工務課	工務班	

 $6 \sim 8$ (略)

(本庁の課参事等)

第10条 (略)

(局付等)

第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関に勤務を命じられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県企業局組織規程(以下「改正後の規程」という。)に基づく同表の右欄に掲げる相当機関に勤務を命ぜられたものとする。

企業局事業課 企業局水道企画課

3 この管理規程施行の際現に前項の表の左欄に掲げる機関の課長代理、主査又は主任の職に補せられてい

る者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規程に基づく同表の右欄に掲げる機関の課長代理、主査 又は主任の職に補せられたものとする。